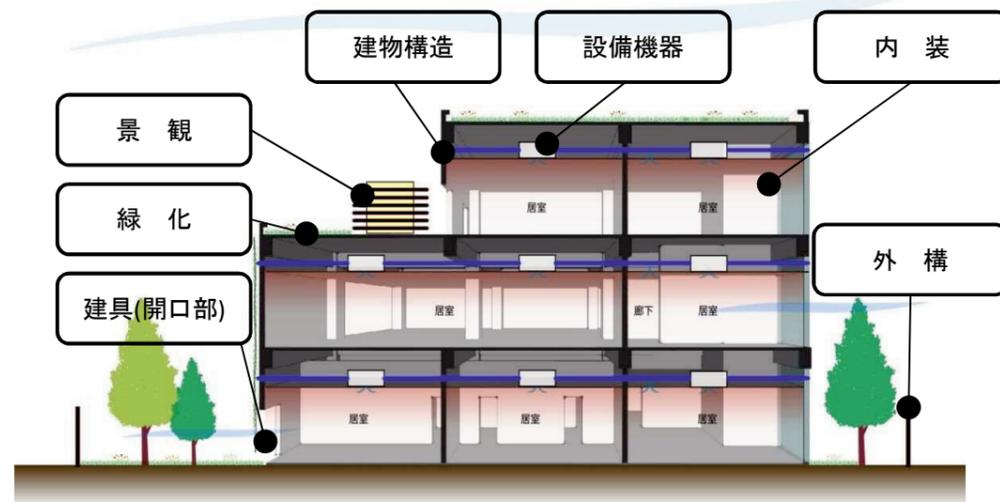


環境配慮計画等

■周辺環境への配慮

防音、防臭、集塵、逸走、衛生等の対策に効果のある建物構造、設備機器、建材等の採用により、周辺環境への配慮を徹底した計画とします。

建築物環境配慮の取組み例



※ イラストの建物は環境配慮を説明するためのイメージ図です。

建物構造

鳴き声を外部に伝えない、防音・遮音効果の高い建物構造とします。

外構

動物の逸走を防ぐためのフェンスを設置します。

設備機器

動物の臭気対策、毛などの飛散防止及び埃などの効率的な除去を行うため、脱臭・集塵機能を搭載した設備を採用します。

景観

外観は、周辺と調和した色彩とし、景観に配慮した計画とします。

内装

吸音効果に優れた材料を採用し、鳴き声等による外部への影響を軽減します。
床材は「汚れにくい」「毛が舞いにくい」など衛生を保持しやすい材料を採用します。

緑化

敷地内の植栽や建物屋上・壁面の緑化を図ります。

建具(開口部)

防音・遮音・防犯性に優れた建具を採用します。

「川崎市動物愛護センター整備基本計画」は、各区役所保健福祉センター衛生課窓口及び動物愛護センター窓口等で配布を行っているほか、下記のURLに掲載しています。

URL: <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000064659.html>

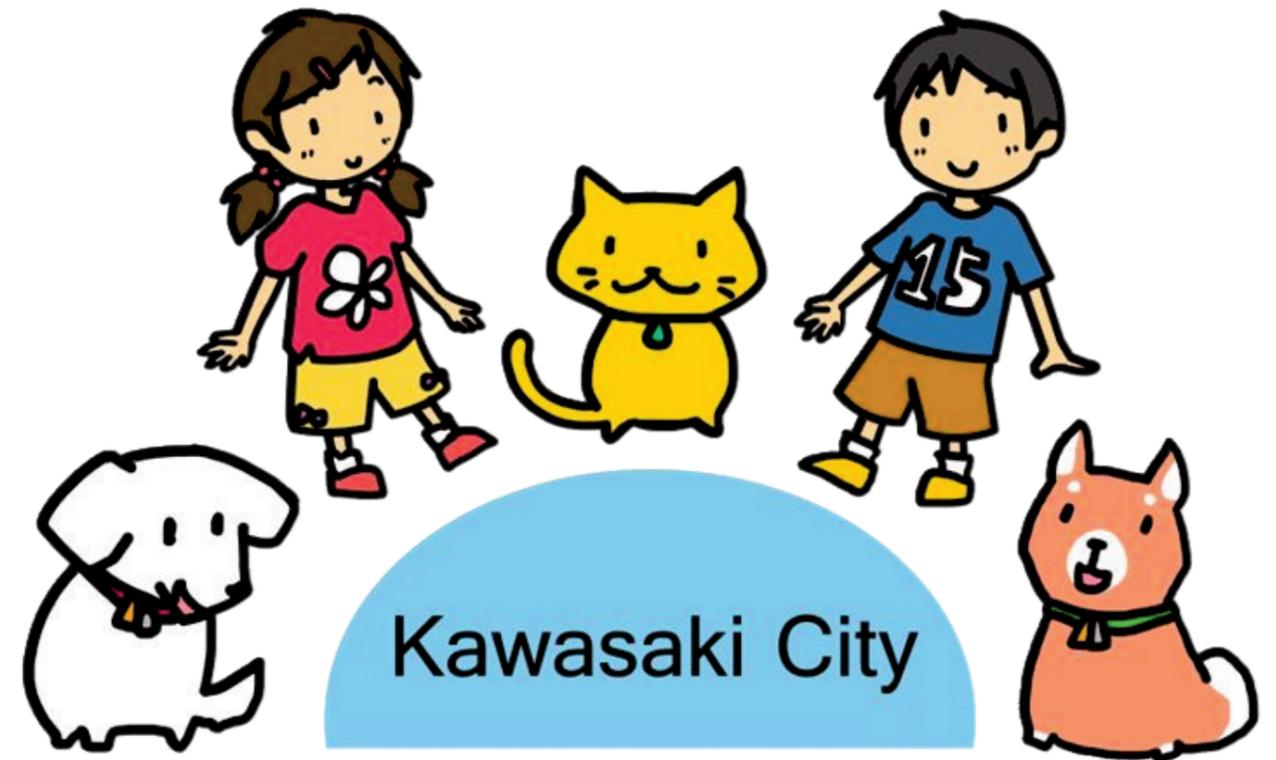
このリーフレットに関するお問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

電話 (044)200-2447

FAX (044)200-3927

(平成28年 4月改訂)

川崎市動物愛護センターの
整備計画について

川崎市動物愛護センターは、「いのちを学ぶ場」「いのちをつなぐ場」「いのちを守る場」としての3つの役割を果たし、動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設として整備を行い、人と動物の共生する社会の実現を目指して設置するものです。

動物愛護センターってどんなところ？

どんな施設？

- 動物愛護を基本理念とした「動物の愛護及び管理に関する法律」の実践的な推進施設です。
- 市の動物愛護施策の中核施設として、犬・猫等の譲渡、保護した動物の健康管理、動物愛護の普及啓発等を行う施設です。

どんな人が来る施設？

動物の飼い主、飼養希望者、ボランティア・動物愛護団体、児童・生徒、実習生・インターン・大学生、動物取扱業関係者、一般市民 など



どこにできるの？

場所：川崎市中原区上平間1700番8
敷地：約2,500㎡



いつできるの？

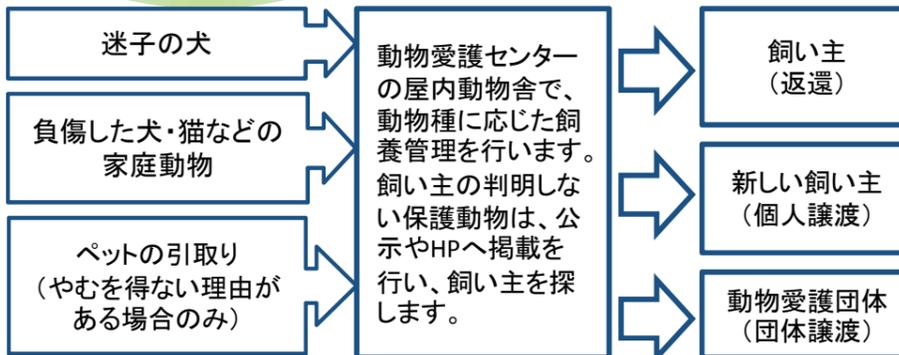
平成30(2018)年度中の開所を目指し、以下のスケジュールで整備を実施していく予定です。

平成27年 2月 「川崎市動物愛護センター整備基本計画」策定
平成27年度～平成28年度 基本・実施設計
平成29年度～平成30年度 建設工事
平成30年度中 開所

どんな動物を取り扱う施設？

対象動物
犬・猫
その他家庭動物

ボランティアや動物愛護団体の御協力により、川崎市では、平成25・26年度に犬の殺処分が0となりました！



動物愛護センターのコンセプト

本市が目指す動物行政「人と動物の共生する社会の実現」

3つの役割



1
いのちを学ぶ場



【Ⅰ 動物に係る情報発信の拠点】

動物を身近に感じることで、「いのち」を大切に
する気持ちや豊かな情操を育む拠点として、動物
に係る情報発信を行います。

2

いのちをつなぐ場



【Ⅱ 動物の適正飼養の拠点】

保護動物の譲渡を推進するとともに、動物
との正しいかわり方を学ぶ拠点として、動物
の適正飼養を推進します。

3

いのちを守る場



【Ⅲ 動物由来感染症対策の拠点】

【Ⅳ 災害時対応の拠点】

動物由来感染症のまん延を予防する拠点として、
また、災害時に必要な物資の備蓄など、災害時
対応の拠点として整備を行います。



事業実施のあり方：多様な主体と連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点

基本的なコンセプト：動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設

どんな仕事をしている施設？

動物の愛護及び
適正飼養の
普及啓発事業

- ・動物愛護の普及啓発
動物愛護教室
夏休み飼育体験教室
- ・動物の適正飼養推進
犬猫等の適正飼養講習会
- ・動物に関する相談・問合せ対応

「夏休み飼育体験教室」



動物の世話をしたり、動物とふれあうことを通じて、動物を飼うこと
の責任や、命の大切さを学びます。

動物の
保護管理
事業

- ・負傷動物の保護
- ・迷子の犬の保護・返還
- ・犬猫等の引取り
- ・保護動物の飼養管理
- ・登録と狂犬病予防注射
- ・犬猫等の譲渡

動物譲渡事業の強化



←愛情を持って動物のケアを行っています。

散歩中はリードを2本装着し、逸走の防止措置を図っています。↓



↓動物のシャンプー等を定期的に行っています。



※保護・引取りを行った動物については、譲渡をより推進するため、動物愛護団体等との連携を行っています。



← 譲渡会
動物の飼養希望者と、センター保護動物のお見合いをします。



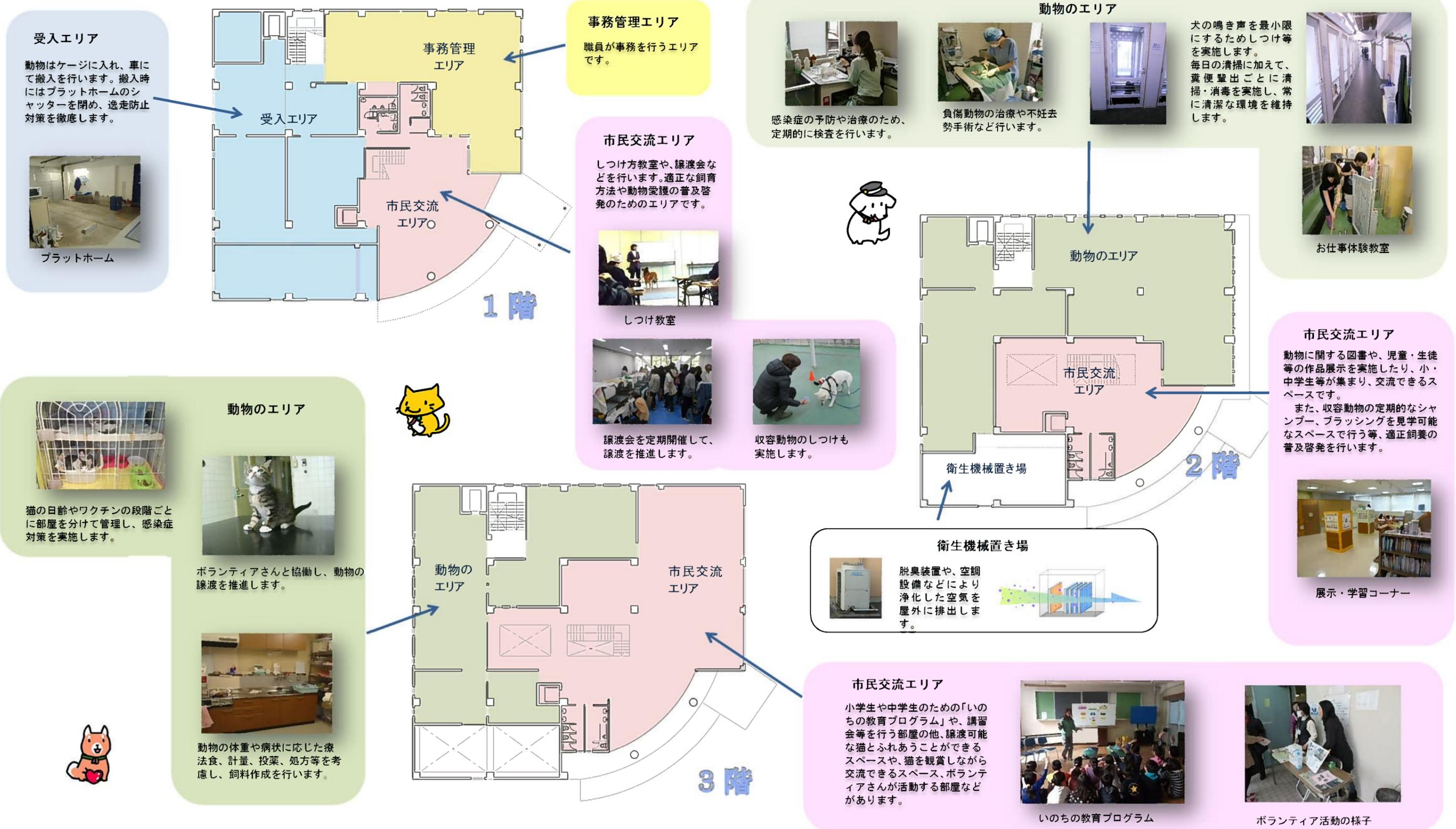
↑ 譲渡動物の不妊手術



← 子猫の哺乳ボランティア

離乳前の子猫の場合は、ミルクを与えて譲渡が可能となるまで育てています。

～動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設として、多様な主体と連携・協働し、「いのちを学ぶ場」「いのちをつなぐ場」「いのちを守る場」としての役割を担います～



※この平面図は基本設計途中のものであり、今後の設計により変更となる可能性があります。